

議案第 45 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 2 月 13 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成 16 年伊賀市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

中瀬地区市民センター	伊賀市高畑 753 番地 9
------------	----------------

を

」

「

中瀬地区市民センター	伊賀市高畑 753 番地 12
------------	-----------------

に、

」

「

阿波地区市民センター	伊賀市猿野 1316 番地
------------	---------------

を

」

「

阿波地区市民センター	伊賀市猿野 1337 番地
------------	---------------

に、

」

「

博要地区市民センター	伊賀市種生 1367 番地
------------	---------------

を

」

「

博要地区市民センター	伊賀市種生 1329 番地 1
------------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。